

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	「注連」考：六朝小説と墓券を中心に
Author(s)	許, 飛
Citation	中國中世文學研究 , 61 : 1 - 16
Issue Date	2012-09-20
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051438
Right	
Relation	



「注連」考——六朝小説と墓券を中心に

許 飛

はじめに

六朝小説を読むとき、わからない言葉によく出会う。それは実に当時の風習にかかわっていて、時には、その話の肝心な部分ともなる。それを解くには、小説以外の新しい資料を必要とする場合がある。出土した墓券はまさにその一つとなり得る。本稿では、墓券を利用して、六朝小説に出る「注連」の語にこめられた「真意」を探つてみたい。

一 「注連」の禍

『幽明錄』に次のような話がある。

東魏徐、忘名。還作本郡、卒。墓在東安靈山。墓先為人所發、棺柩已毀。謝玄在彭城、將有齊郡司馬隆、弟進、及安東王箱等。共取壞棺、分以作車。少時三人悉見患。更相注連、凶禍不已。箱母靈語子孫云、「箱昔與司馬隆兄弟、取徐府君墓中棺為車。隆等

死亡喪破、皆由此也。」（東魏の徐、名を忘る。還りて本郡あとは作り、卒す。墓 東安の靈山に在り。墓は先に人の發く所と為り、棺柩已に毀たる。謝玄 彭城に在り、將に斉郡の司馬隆、弟の進、及び安東の王箱等有り。共に壞れし棺を取り、分かちて以て車を作る。少時にして三人悉く患はさる。更に相注連せられ、凶禍已まず。箱の母子孫に靈語して云ふ、「箱は昔司馬隆兄弟と、徐府君の墓中の棺を取りて車を為る。隆等の死亡喪破は、皆此れに由るなり」と。

謝玄の將軍である司馬隆ら三人は、徐府君の棺の木材を取つて車を作り、しばらくして禍いが相次いで発生し、三人が共に病気になり、一族に不幸が続き、司馬隆の母の幽鬼が、禍の原因は棺を取つたことにあると教えたといふ。この話の中で「注連」という言葉の意味がよくわからない。それを検討する前に、まず、その後に出てくる「凶禍」と「喪破」の意味を確認しておく。

『後漢書』卷八一「譙玄伝」に「後公孫述僭號於蜀、

連聘不詣。述乃遣使者備禮徵之、若玄不肯起、便賜以毒藥。太守乃自齎璽書至玄廬、曰、「君高節已著、朝廷垂意。誠不宜復辭、自招凶禍。」（後に公孫述蜀を僭号し、連りに聘するも詣らず。述乃ち使者を遣はして礼を備へて之を徵せしめ、若し玄（譙玄）肯へて起たんば、便ち賜ふに毒薬を以てせしむ。太守乃ち自ら璽書を齎して玄の廬に至りて、曰く、「君は高節已に著しく、朝廷意を垂る。誠に宜しく復た辞して、自ら凶禍を招くべからず」と。）とある。「凶禍」は、殺される禍をいう。『三国志』卷六「魏書」劉表伝の裴松之注に「及劉表為牧、民又豐樂。至建安八年九年嘗始衰。始衰者、謂劉表妻死、諸將並零落也。十三年無子遺者、表嘗又死。因以喪破也。」（劉表牧と為るに及び、民又豊樂なり。建安の八年九年に至りて當に始めて衰ふべし。始めて衰ふるとは、劉表の妻死し、諸将並びに零落するを謂ふ。十三年に子遺なる者無く、表當に又死すべし。因りて以て喪破するなり。）とある。荊州牧である劉表の妻が死んでから、將軍たちも相次いで無くなり、ついに劉表本人も病死し、後にその息子の劉琮が曹操に投降した。「喪破」とは、何人かの人が死んでその一族が崩壊することを意味する。

二 文献に見る「注連」

「注連」について、『漢語大詞典』⁽²⁾に「連属、接連不斷。」（連續して、絶えない。）と解し、例として、『幽明錄』のこの話と『顏氏家訓』風操篇の文（後述）を挙げ

ている。江藍生『魏晉南北朝小説詞語匯釈』⁽³⁾では、「“注連”义为“连续”，特指疾病传染，凶禍连续不断。」（連續。特に病が伝染し、禍が後を絶たないことを指す。）とし、例として同じく『幽明錄』のこの話と『顏氏家訓』風操篇を引いている。

「風操篇」には「偏傍之書、死有歸煞。子孫逃竄、莫肯在家。畫瓦書符、作諸厭勝。喪出之日、門前然火、戶外列灰、祓送家鬼、章斷注連。」（偏傍の書に、死して帰煞有り。子孫逃竄し、肯へて家に在る莫し。瓦に書き符に書き、諸厭勝を作す。喪の出づるのに、門の前に火を然し、戸の外に灰を列べ、家鬼を祓送し、章もて注連を断つ。）とある。江氏は「章斷注連」を「上章求鬼神断絶死者之禍殃相傳不斷。」（章をたてまつて鬼神に死者の禍が移り続くことを断つてもらう。）と解する。そして、『說文解字』水部の「注、灌也」を引き、「注連」即为流注相连之义。」（注連は、即ち流れて注ぎ、続くの意味である。）といい、さらに「注易」・「注延」と「疰」の例を挙げて論証する。その例と解釈は次の通りである。『抱朴子』仙薬篇に「上黨有趙瞿者、病癩歷年。衆治之不愈。垂死、或云、不及活流棄之。後子孫轉相注易。」（上党に趙瞿なる者有り、癩を病むこと歴年なり。衆く之を治すも愈えず、死するに垂とし、或ひと云ふ、活きて之を流棄するに及ばず。後に子孫転相注易す。）とある。「注易」・注猶流注、易猶转移、其义犹今语“传染”。」（「注易」の「注」は流れて注ぎ、「易」は転移す

ることで、「注易」の意は現代語の伝染と同様である。)とする。

『太子須大拏經』(『大正新脩大藏經』第三冊)に「天王釋言、『世間帝王注延壽命、我能相與、如卿所說。三界特尊、非我所及也。』」(天王の釈言ふ、「世間の帝王寿命を注延せんとせば、我能く相与ふること、卿の説く所の如し。三界の特尊は、我の及ぶ所に非ざるなり。」)とある。「注延寿命」即延长寿命、「注」也為灌注相连之義。(「注延寿命」は、寿命を延ばすの意。「注」はそぞぐ、続くの意味である。)とする。

また、「注」作名詞、指传染病、字又作“疰”。(「注」は、名詞で、伝染病を指す。その字はまた「疰」と書く。)

といひ、以下を証左する。

『釈名』釈疾病に「注病、一人死、一人復得。氣相灌注也。」(注病は、一人死し、一人復た得。氣相灌注するなり。)とあり、清・畢沅の『疏証』に「注」、「御覽」引作「疰」。「疰」字雖見『廣雅』而『說文』無之。此作「注」字、與訓誼正合。葉德炳曰、「神農本草經」上、『石龍芻味苦、微寒。主風濕・鬼注。』鬼注即此症也。」(注は、『御覽』に引きて「疰」に作る。疰の字は『廣雅』に見ゆと雖も、而るに『說文』に之無し。此に「注」の字を作る、訓誼と正に合ふ。葉德炳曰く、「神農本草經」上に、『石龍芻味苦く、微寒なり。風濕・鬼注を主る』と。鬼注は即ち此の症なり」と。)とある。

更に、梁・陶景弘『周氏冥通記』卷二「六月事」に「若

罵畜生禽獸之屬、皆當即沐浴。此為賊身之大穢、穢則真神不降、邪氣侵人。昔有劉文長師李少連。少連苦酷不道、鞭打駕督(置)、無有時節。文長受而口對。積十一年、山神遂侵試之。後成邪注病。」(若し畜生禽獸の属を罵れば、皆當に即ちに沐浴すべし。此れ賊身の大穢と為り、穢れば則ち真神降らず、邪氣人を侵す。昔劉文長有りて李少連を師とす。少連苦酷して道かず、鞭打駕督して、時節有る無し。文長受けて口もて対す。積むこと十一年にして、山神遂に侵して之を試みる。後に邪注病を成す。)とあるのを引き、「邪注病」指邪氣侵入而得的传染病。(「邪注病」は、邪氣におかされてかかつた伝染病を指す。)とする。

以上のように、江氏は「注連」の意味を「連続、病が伝染し、禍が後を絶たない」ことと解した。しかし、それだけでは、『幽明錄』の司馬隆の話に於いて、その伝染病はなぜ関係者の一族の範囲だけで流行し、一族を崩壊させたのか、という疑問が残る。

江氏の挙げたもの以外、「注」と「注連」の例はいくつかある。

『周禮』天官・瘡医「祝藥」の鄭玄注に「祝、當為注。讀如注病之注。聲之誤也。注、謂附著藥。」(祝は、当に注と為すべし。読みて注病の注の如し。声の誤なり。注は、薬を附著するを謂ふ。)とある。「注」の本義は付着と解釈し、また「注病」という言葉があつたことがわかる。

『宋書』卷六十三沈勃伝に「又輒聽募將、委役還私、託注病叛、遂有數百。」（又輒ち將を募るを聽す。役を委て私に還り、注病に託し叛くものは、遂に数百有り。）とある。沈勃の関係で、國家の労役をやめたり、「注病」があるという理由で政府の管理から離れたりする人は、数百人にものぼつたという。こここの「注病」は、やはり伝染病であると考えられる。

隋・巢元方『巢氏諸病源論』卷二四「注病諸候」に三十四種類の「注病」を挙げ、「凡注之言住也。謂邪氣居住人身内、故名為注。此由陰陽失守、經絡空虛、風寒暑濕勞倦之所為也。……或宿食冷熱不調、邪氣流注。或乍感生死之氣、卒犯鬼物之精、皆能成此病。」（凡そ注の言は住なり。邪氣人身之内に居住するを謂ひ、故に名づけて注と為す。此れ陰陽の守るを失ひ、經絡空虚にして、風寒暑濕劳倦の為す所に由るなり。……或いは宿食冷熱調はざれば、邪氣流注す。或いは乍ち生死の氣を感じ、卒に鬼物の精を犯すは、皆能く此の病を成す。）とある。邪気が体の中によどまつたり、幽靈や妖怪を犯したりしたら、注病になるといい、二つの原因を挙げている。幽靈をおかすこと、その一つである。そして、「注病」の一つである「鬼注候」について、「先無他病、忽被鬼排擊。當時或心腹刺痛、或悶絶倒地。如中惡之類。」乃至於死。死後注易傍人、故謂之鬼注。（先に他の病無く、忽ち鬼に排撃せらる。時に当たりて或いは心腹刺痛し、或いは悶絶して地に倒る。悪に中るの類の如し。）

……乃ち死に至る。死し後傍人に注易す。故に之を鬼注と謂ふ。）とある。幽靈に打たれてなつた注病は他の人に移るという。

そして、『顏氏家訓』にいう「章斷」とかかわる道經にも同様なことが記されている。南北朝にできたと思われる、「上章」（天の担当する神々に奏章を送る）の様式集である『赤松子章曆』卷四「解五墓草」に「夫人入墓之年、恐被墓神注連、鬼氣纏繞。……上章之後、某身中年命延長。五墓殃注、並令斷絕。」（夫れ人の墓に入る年、恐らくは墓神に注連せられ、鬼氣に纏縛せられん。……章を上るの後、某の身中の年命を延長せしめん。五墓の殃注、並びに断絶せしめん。）とある。

こここの「五墓」は、その一族祖先の幽鬼を指す。⁽⁵⁾親族の死者を埋葬するため墓室に入る人は、祖先の幽鬼に「鬼氣」を付けられて、病気になつてしまふ。そこで、道士に頼んで、天の役人に章を送つて、命を守つてもらおうとする。この文の「注連」と「殃注」は、祖先の幽鬼が墓に入る子孫を害する意味で使われている。

また、卷四「斷亡人復連章」に「亡某為禍、更相復連、致令此病連綿不止。恐死亡不絕、注復不斷。……上請本命君十萬人、為某解除亡人復連之氣。願令斷絕。」（亡せし某禍を為し、更に相復連し、此の病を連綿として止まざらしむるを致す。死亡絶えず、注復不断ざらんことを恐る。……上りて本命君十万人に請ひ、某の為に亡人の復連の氣を解除せん。願はくは断絶せしめん。）とある。

死者の幽鬼が人を病氣にさせることを「復連」・「注復」の語で表す。「注連」と「復連」と「注復」とは同じ意味であることがわかる。また、その病氣は家族に移つて、相次いで死ぬ恐れがある。道經において、「注連」は幽鬼の仕業だとする。幽鬼によつて病氣になるというのは、『巢氏諸病源論』などの文献と同様である。

三 鎮墓文に見える「注」と「連」

『顏氏家訓』にいう「畫瓦書符」は、おそらく陶瓶に書かれ、時には符をつけている鎮墓文を指すのだろう。實際、後漢及び魏晉南北朝の鎮墓文にも「注」と「連」が見える。

洛陽の後漢の墓に出土した陶瓶に符とともに書かれる「解注文」に「解注瓶。百解去。如律令。」（注を解く瓶。百（注）解去す。律令の如くせよ。）とあり、注を解除するという目的がはつきり示されている。

西安に出土した後漢の「王阿鎮墓文」に「天帝使者謹為王阿□之□生□□田居〔欠〕屬大山。生人右□□處、不得相連。生人前行、死人却歩。」（天帝使者謹みて王阿の為に□之□生□□田居〔欠〕大山に屬す。生人右□□處、相連ぬるを得ず。生人は前行し、死人は却歩す。）とある。この文では、大（太）山が登場する。ほかの太山を記す後漢の鎮墓文を参考すれば、欠落部分には、「生人屬長安、死人屬太山」のような内容があつたはずである。

それと「生人前行、死人却歩。」という文言とともに、冥界と現世とはまったく別の世界であることを強調して、幽鬼が現世に現れ、家族に会つて害をもたらすことを防ぐという狙いがあると言われる。「相連ぬるを得ず」はまさにその目的を示す文言である。だから、この「連」は、死者が生者にかかわり、害するという意味になる。

洛陽に出土した後漢永康元（167）年以降の「洛陽唐寺門成氏鎮墓文」に「天帝白□告天上使者・凶之吏。今有小杜（社）□里□氏後死子凡□十一算、建解。衆（家）為距（具）□瓶十八物、□□神藥、絕鈞注重復咎央（殃）。便死刑生、不得相防（妨）。他如律令。」（天帝白□に天上使者・凶の吏に告ぐ。今小杜里の□氏の後に死し子の凡□十一算有り、解を建つ。家為に□瓶十八物、□□神藥を具え、鈞注重復の咎殃を絶つ。死に便にして生に利あり、相妨ぐるを得ず。他は律令の如くせよ。）とある。天上使者は、天から派遣された墓の保護神であろう。「凶之吏」は、冥界で死者を管理する役人だと考えられる。天帝が冥界を管理者に、死者の状況と彼のために用意した魔除けの陶瓶や神薬などを告げ、鈞注重復の禍を無くし、死者と生人とに便宜を図り、妨害しないようにと命令する。

欠落の多い「永建三（128）年鎮墓文⁽¹³⁾」に「死人精注」という言葉ある。敦煌に出土した西晋「元康七（297）年陳小晴鎮墓文」に「元康七年八月廿八日、癸卯日死。卿自薄命（早）終、不得相注（併）。不得注母、亦不得注

兄弟・妻子。諸及（及諸の誤り？）來者、皆不相注。地下事、皆罰陳小晴。如律令。（元康七年八月廿八日、癸卯の日に死す。卿自ら薄命にして早に終り、相注忤するを得ず。母を注するを得ず、兄弟・妻子を注するを得ず。及び諸來者、皆相注せず。地下の事、皆陳小晴を罰す。律令の如くせよ。）とある。癸卯の日に若死にした陳小晴はなんらかの理由で、罰を受け、母をはじめとする親族や來訪者を注する恐れがあり、それを解除するという内容である。「注」をおこなう者は死者（幽鬼）である。

これらから、後漢の鎮墓文に出る「注」は死者が生人を病気にさせたり、時には死に至らせるという意味だとわかる。張勛燎氏は、後漢の「注」に関する内容を道経と对照して、それは已に宗教理論の特徴が備えられた概念であると指摘する。

しかし、後漢以降の墓券では、他の形の「注」が見えれる。敦煌に出土した「永安（304）元年韓治鎮墓文」に「永安元年八月丙寅朔十一日丙子、□直。大男韓治、汝身死適值八魁・九坎。厭解天注・月注・日注・地注・歲注注（衍文？）。□如□□。千秋□歳、不得相忤、便利生人。各如天如（帝？）律令。」（永安元年の八月丙寅の朔十一日丙子、□直る。大男の韓治、汝の身死して適たま八魁・九坎に値ふ。厭へて天注・月注・日注・地注・歲注を解く。□如□□。千秋（万）歳、相忤らふを得ず。生人に便利あり。各おの天帝の律令の如くせよ。）とある。八魁・九坎はもともと星座であるが、後に一年に數日、

当直する凶神にもなり、その日にいくつかの禁忌がある。⁽¹⁷⁾ その日に死ぬと禁忌を犯してしまい、天注・地注・歲注・月注・日注という結果になるので、それを解除するのだと考えられる。

このような天・地・歳・月・日に關わった「注」は、敦煌地域に出土した鎮墓文によく見える。「西涼庚子六（405）年張輔鎮墓文」に「庚子六年正月（癸未朔廿七日己酉、敦煌郡敦煌縣東鄉昌利里張輔、字德政、命薄早終、算盡壽窮。時值八魁・九坎。今下斗瓶、用當重復。解天注・地注・人注・鬼注・歲注・月注・日注・時注。樂莫相念、「苦」莫相思。生人前行、死人却歩、生・死不得相誤。如律令。」（庚子六年正月の癸未朔廿七日己酉、敦煌郡敦煌縣の東鄉昌利里の張輔、字は德政、命薄くて早に終り、算尽き壽窮す。時に八魁・九坎に値ふ。今斗瓶を下し、重複に当たるに用ぶ。天注・地注・人注・鬼注・歲注・月注・日注・時注を解く。樂しきときは相念ふこと莫れ、苦しきときは相思ふこと莫れ。生人は前み行き、死人は却歩し、生・死相誤するを得ず。律令の如くせよ。）とある。「人注」・「鬼注」が加えられてゐる。時代には更に「土注」・「地注」・「風注」・「火注」が増えた。このような天・地・歳・月・日・時・人・鬼・土・風・火などにかかわった「注」は、明らか從来のものと異なつてゐる。

これについて、劉昭瑞氏は、前に挙げた巢元方『巢氏諸病源論』「注病諸候」に記す「注病」の変遷の結果であ

ると指摘する。⁽²⁰⁾ 連劭名氏は、「注」の字は病氣の意ではなく、付着の意味で、歳・月・日・時は時間を指すと、⁽²¹⁾ が、それらの「注」の意味ははつきり解されていない。⁽²²⁾ 黄景春氏は幽鬼の「注氣」はあらゆる空間と時間に存在していると解する。いずれも、納得できる結論と言えず、更に追究する必要がある。

前に挙げた「洛陽唐寺門成氏鎮墓文」に「鉤注重復の咎殃を断つ」とあり、「西涼康子六年張輔鎮墓文」に「今斗瓶を下し、重複に当たるに用ふ。天注・地注・人注・鬼注・歳注・月注・日注・時注を解く。」とある。また「建和元(147)年長安縣三里村鎮墓文」に「地下後死婦加亡、方年二十四。等汝名借(籍)、或同歲・月重復鉤挿日死、或同日・時重復鉤挿日死。告上司命・下司祿・子孫所屬、告墓皇使者、轉相告語。故以自代鉛人。鉛人池池、能春能炊、上車能御、把筆能書。告于高長伯・上游徹、春秋萬歳、永無相墜。」(地下の後に死せし婦の加亡し、方年に年二十四なり。等しく汝の名籍、或いは歳・月重復鉤挿の日に同じくして死し、或いは日・時重復鉤挿の日に同じくして死す。上司命・下司祿・子孫の属する所に告げ、墓皇使者に告げ、転じて相告語せよ。故に以て自ら鉛人に代へしむ。鉛人の池池、能く春き能く炊ぎ、車に上らば能く御し、筆を把らば能く書く。高長伯・上游徹に告ぐ、春秋万歳、永しく相墜すこと無かれど。)とある。死者の生年月日が、「歳・月重復」や「日・時重復」の鉤挿(チエックする)の日に同じになつてていることで、

死に至つた。ここでは、歳月、日時が「重複」と組み合はせられている。「注」と「重複」と歳月日時との関連を明らかにする必要がある。

四 「重複」の意味

「重複」の意味について、従来様々な説がある。⁽²³⁾ 黄景春氏は、幽鬼が家に戻り、生人を妨害することとし、呂志峰氏は、生人を妨害する理由は生人の名前や生年月日などが死者と同じであるといい、⁽²⁴⁾ 張勛燎氏は、幽鬼が自分と同じような死に方を生人に強いることだと解釈する。⁽²⁵⁾ 劉昭瑞氏は、「重複」は『太平經』にいう「承負」(人が過ちを犯すと、寿命が削られ、死後に罰せられる)ことになり、その過ちは子孫にも負わされる)の意味だと指摘し、⁽²⁶⁾ その形成の背景を論じる時に、またいくつか関連性がありそうなことを挙げている。その中の二つに注目すべきことがある。一つは、湖北省雲夢睡虎地に出土した秦簡の「日書」の「葬日。子・卯・巳・酉・戌、是胃(謂)男日。午・未・申・丑・亥・辰、是胃女日。女日死、女日葬、必復之。男子亦然。凡丁丑不可以葬。葬必參。」(葬日。子・卯・巳・酉・戌を、是れ男日と謂ふ。午・未・申・丑・亥・辰を、是れ女日と謂ふ。女日に死し、女日に葬らば、必ず之を復す。男子も亦然り。凡そ丁丑に以て葬むる可からず。葬らば必ず參なり。)という文言を挙げて、「復」という字は、「有重複凶喪之義」(死ぬことが再度発生する意味がある)だと解し、また「重喪意義

上の“重復”，在晉代以後的考古材料和文獻材料中都
很難見到了。³¹（「重喪」という意味として使われる
「重復」は、晋以降の考古資料にも文献にもなかなか見
つからない。）という。一つは、明初朱權の數術書（主に
日常生活や喪祭などの吉凶を記したり、占つたりする術）
『耀仙肘後經』卷二「喪葬類」にある「天地重復日。每
月巳・亥日是也。犯之宜禳，則吉。」（天地重復の日。
毎月の巳・亥の日は是れなり。之を犯さば宜しく禳ふべ
き、則ち吉なり。）という文を挙げて、ここ）の「重復」は
「一種擇日禁忌」（一種の吉日選びの禁忌）とし、「由於
東漢“重復”禁忌材料中尚無類似記載，是否當時已經
形成了固定的禁忌之日，現在還不能斷言。」（後漢の
「重復」禁忌に関する資料の中に類似する記載はまだ
見つからないので、當時決まつた禁忌の日が形成された
かどうかは、現時点では断言できない。）と説明する。そ
の後、続けて『耀仙肘後經』卷二「喪葬類」の次の内容
を紹介する。

「禳天地重復、用桑木一段、甘草一兩安棺内。又於歲
德方取土，造泥人五個同殮棺內，吉。」（天地重復を禳ふ
に、桑木一段、甘草一両を用いて棺の内に安んず。又歲
徳（吉神の一人）の方に於いて土を取り、泥人五個を造
り同じく棺の内に熾めば、吉なり。）とある。天地重復
の禁忌の禍を払うには、土の人形などを使うという。
劉氏は、人形を使うというやりかたは、出土した後漢の
「鉛人」や西晋の「松人」と本質が一致するという。

「月日支干重服（復）、一日重喪。……（毎月に一日ず
つを挙げている）其法如正月甲庚日死者是也。餘皆倣此。
犯之宜禳。禳月干」（月日支干の重復、一に重喪と曰ふ。
……其の法 正月の甲庚の日に死する者の如きは是れな
り。余は皆此れに倣ふ。之を犯さば宜しく禳ふべし。）
とある。正月の甲庚のように毎月に決まつてゐる重復（重
喪）の日があり、その日に人が死んだら、禁忌を犯すこ
とになり、その家にまた死者が出ることになるという。
実は、「重復」は『耀仙肘後經』よりもっと古い文献
にも見える。北宋・王洙が編集した数術の本である『地
理新書』は、よく前代の内容を引用する。その卷十一「雜
吉凶日」に「巳（己）巳・辛巳・癸巳・乙巳・丁巳・壬
午・乙亥・巳（己）亥・辛亥・癸亥、名天地重復日。不宜舉凶
事。值此日死者犯重復。」（己巳・辛巳・癸巳・乙巳・丁
巳・丁亥・乙亥・己亥・辛亥・癸亥は、天地重復日と名
づく。宜しく凶事を挙ぐべからず。此の日に値りて死す
る者は重復を犯す。）とある。卷十五「禳陰鎮壓」には唐
の由吾公裕の法を差げて、「厭重復日、用歲徳上土作人五
枚、甘草一両、安柩下。」（重復の日を厭ふるに、歲徳（月
の善神）の上の土を用いて人五枚を作り、甘草一両と、柩
の下に安んず。）とある。その天地重復日は皆巳・亥の日
であり、その祓いかたもほとんど『耀仙肘後經』と同じ
であるから、唐代の法が明代に伝承されていることがわ
かる。つまり、「重復」という禁忌は、唐まですでに存在
していたのである。同じ卷十五「禳陰鎮壓」に「司馬季

主法、凡葬恐犯歲月禁忌、厭之。」（司馬季主の法に、凡そ葬むるに歳月の禁忌を犯さんことを恐れ、之を厭ふと。）とある。司馬季主は、楚の術士であり、近年甘肅省高台県出土した「耿少平・孫阿昭冥婚墓券」⁽⁴³⁾に「謹案黃帝・司馬季主九天圖太史曆記言得用。」（謹みて黃帝・司馬季主の九天圖太史曆の記言を案ずるに用ふるを得。）とあり、司馬季主の書物が晋の時にも使われていたことがわかる。従つて、歳月の禁忌は、戦国時代にまで遡られる。

また、睡虎地の秦簡の「日書」に、日に関する禁忌がほかにある。

「甲辰・寅死、必復有死。」⁽⁴⁴⁾（甲辰・寅に死せば、必ず復た死する有り。）とあり、甲辰と甲寅の日に亡くなつたら、その家には必ずまた死者が出るといふ。

「母辰葬。必有重喪。」（辰に葬る母かれ。必ず重喪有り。）とあり、辰の日に死者を葬つてはいけない。葬れば、必ず「重喪」⁽⁴⁵⁾が起るという。「重喪」は「喪を重ぬ、即ち「復有死」と同じ意味である。「重」も「復」も再び起るこという意味がある。『地理新書』では、その発生の期限は一年以内とする。

秦の時、民間風習として、死者の死ぬ日や葬る日などにかかる、「重喪」になる禁忌があつたと考えられていたことがわかる。もちろん、禁忌はそれだけではなく、様々な面において設けられ、後世に伝承していく。後漢・王充『論衡』辨崇篇に「世俗信禍祟、以為人之疾病死亡、及更(受)患被罪、戮辱歡笑、皆有所犯。起功・移徙・祭

祀・喪葬・行作・入官・嫁娶、不擇吉日、不避歲・月、觸鬼逢神、忌時相害。故發病生禍、絃法入罪、至於死亡、殫家滅門、皆不重慎、犯觸忌諱之所以致也。」（世俗に禍祟を信じ、以為らく人の疾病死亡、及び患を受け罪を被り、戮辱歡笑せらるるは、皆犯す所有りと。起功・移徙・祭祀・喪葬・行作・入官・嫁娶、吉日を択ばず、歲・月を避けず、鬼に触れ神に逢はば、忌む時に相害せらる。故に病を発し禍を生じ、法に絆かり罪に入れられ、死亡、家を殫し門を滅ぼすに至るまでは、皆重慎せず、忌諱を犯触するの致す所なり。）とある。世俗には、病氣や病死、殺されたり一族が崩壊したりなどのすべての禍は、みな鬼神の禁忌を犯してしまつた結果であり、建築や引っ越し、祭祀や喪葬、赴任や嫁娶などを行う時に、吉日を選ばず、歲・月の禁忌を避けなければ、幽靈を犯したり凶神に出会つたりして、被害を受けることが信じられていることがわかる。

また、同篇に「辰日不哭、哭有重喪。戊・己死者、復尸有隨。」（辰の日に哭せず、哭せば重喪有り。戊・己に死する者は、復尸隨ふ有り。）とある。辰の日に葬儀を行う場合、泣いてはいけない。泣くとまた死者が出る。戊・己の日に人が亡くなると、その家族に死神が付いてくるという。秦の「日書」の「重喪」がそのまま伝承されていて、また「復尸」という言い方も出てくる。

以上の風習を押さえた上で、鎮墓文を見てみよう。

西安に出土した「永壽二(156)年成桃椎鎮墓文」⁽⁴⁶⁾に

「永壽二年二月巳未朔廿七日乙酉、天帝使者告丘丞・墓伯・地下二千石。今成氏之家死者字桃椎、死日・時重複、年命與家中生人相拘。籍到、復其年命、消重複之文、解拘伍之籍。死生異薄、千秋萬歲、不得復相求索。急急如律令。」（永壽二年の二月巳未の朔廿七日乙酉、天帝使者丘丞・墓伯・地下二千石に告ぐ。今成氏の家の死者は字桃椎、死して日・時重複し、年命家中の生人と相拘はれり。死生異薄、千秋萬歳と字を消し、伍に拘るの籍を解け。死生薄を異にし、千秋万歳、復た相求索するを得ず。急急として律令の如くせよ。）とある。前の考証から見ると、ここに「日・時重複」は、「歳・月重複」と同じ性質で、重複（喪）になる禁忌の日を指すだとわかる。一つ目の「年命」は生まれた年・月・日・時刻の干支であり、二つ目は寿命を指す。成桃椎を亡くした成氏一族には、二つの危機が迫る。一つは無くなつた日が日・時重複という禁忌を犯し、一つは、家族の中の誰かが死者と生年月日の干支が関係していることである。

その結果として、一番目は「重複（喪）」に当たる次に死ぬ人の名前が已に死の名簿に登録され、二番目はその当事者の名前が死者の列に並べられている。どちらでも、妨害しないよう命令してもらつた。この鎮墓文は、單純に冥界の禁忌を犯したことによる禍を解除するもので

あり、その禍である「重複」を無くす方法は、死籍から生人の名前を削除してもらうことである。

ところが、前にあげた「建和元（147）年長安縣三里村鎮墓文」では、「等しく汝の名籍、或いは歳月重複鈎校の日に同じくして死し、或いは日時重複鈎校の日に同じくして死す。上司命・下司祿・子孫の属する所に告げ、墓皇使者に告げ、転た相告語せよ。故に以て自ら鉛人に代へしむ。」とあり、解決策は、鉛の人形を使うことになつていた。

「薰平二（173）年張叔敬鎮墓文」に、「今故上（復）除之藥、欲令後世無有死者。上薰人參九枚、欲持代生人。鉛人持代死人。……傳到、約束地吏、勿（復）煩擾張氏之家。急急如律令。」（今故に復除の薬を進上し、後世をして死者有ることを無からしめんと欲す。上党の人參九枚もて、持つて生人に代へんと欲す。鉛人もて、持つて死人に代へんとす。……伝へ到れば、地吏に約束して、復た張氏の家を煩擾する勿れ。急急として律令の如くせよ。）とある。この鎮墓文は錄文しか残っていないため、文字の確認ができない。「復除」という二字について、これまでの解釈には、因果関係がはつきりされていない。「後世無有死者」とはその子孫の中に（近いうちに）死者が出ないことであるから、明らかに「重複（喪）」をなくすことをいう。従つて、「復除」の「復」は「重喪」を意味し、「復除」は「復除く」と解釈するほうが妥当であろう。その解除の方法は、人参を生人の身代わりとし、

九枚の数はその「再喪」される恐れがある家族の数であろう。これで、從来曖昧だった、なぜ生人の身代わりを必要とするのかという疑問を解消することができる。

死にかかる禁忌は、秦の時代にすでに存在し、それを犯してしまつたら命が落とされる恐れがあるから、当然、その禍を無くす儀式が行われていたはずである。このような凶日の禁忌の禍を解除する鎮墓文は、新たに作り出されたものではなく、昔から伝承されてきて、すこし変化(陶瓶を使う等)も加えられたものだと考えられる。

五 「注」と「重複」との関係

「重複」の意味が明らかになつたので、「注」の問題を再度検討してみよう。

前にあげた後漢の「建和元(147)年長安県三里村鎮墓文」に「或いは歳・月重複鉤校の日に同じくして死し、或いは日・時重複鉤校の日に同じくして死す。」とある。

また、「洛陽唐寺門成氏鎮墓文」にも「鉤注重複の咎殃を絶つ」という。そして、南北朝の「西涼庚子六(405)年張輔鎮墓文」に「今斗瓶を下し、重複に当たるに用ふ。

天注・地注・人注・鬼注・歳注・月注・日注・時注を解く。」とあり、前に「重複」を記しているし、後漢のものを参考すると、天注・地注・人注・鬼注・歳注・月注・日注・時注は、ただ天・地・人・鬼・歳・月・日・時の重複を分けて言うに過ぎないことがわかる。地注・火注・風注等は、後に加えられた新しい禁忌だと考えられる。

つまり、「注」は名詞として「重複」と混用され、死に至る禁忌を指すのである。

〔延熹九(166)年西安昆侖廠鎮墓文〕(西安)に「(欠)

不得復母、亦不〔欠〕弟、亦不得復子、亦不得復孫、……父老牧取重複之鬼。」(「欠」母を復する得ず、亦弟を復するを得ず)、亦子を復するを得ず、亦孫を復する得ず、……父老重複の鬼を牧取す。)とある。重複の幽鬼が家族を死なせることを取り締まるという。

前に挙げた「元康七(297)年陳小晴鎮墓文」に「元康七年の八月廿八日癸卯の日に死す。卿自ら薄命にして早に終り、相注乍する得ず。母を注するを得ず、亦兄弟・妻子を注するを得ず。」とある。死者がその家族を害するを禁じる。動詞として、「注」は「復」と同様に使用されていて、「注」の意味は、「重複」と同じく、何らかの形で凶日などの禁忌を犯して、遺族の中にまた死者が出ることである。

では、その「再喪」はどういう形で発生するのか。『幽明錄』には次のような話がある。

彭虎子少壯有膂力、常謂無鬼神。母死。俗巫誠之云、「某日殃煞當還、重有所殺。宜出避之。」合家細弱、悉出逃隱。虎子獨留不去。夜中、有人排門入。至東西屋、覓人不得。次入屋、向廬室中。虎子遑遽無計。牀頭先有一甕、便入其中、以板蓋頭。覺母在板上。有人

問、「板下無人耶。」母云、「無。」相率而去。(彭虎子少壯にして膂力有り、常に謂ふ鬼神は無しと。母死す。俗巫之を誠めて云ふ、「某日殃煞當還」と。殺す所有るべし。宜しく出でて之を避くべし」と。合家の細弱、悉く出でて逃隠す。虎子独り留まりて去らず。夜中、人有りて門を排して入る。東西の屋に至り、人を見むるも得ず。次いで屋に入り、廬室の中に向ふ。虎子遑遽して計無し。牀頭に先に一甕有り、便ち其の中に入り、板を以て頭を蓋ふ。母の板の上に在るを覚ゆ。人有りて問ふ、「板の下に人無きか」と。母云ふ、「無し」と。相率ゐて去る。)

彭虎子の母が無くなつたあと、巫が某日に「殃煞」が帰り、家の誰かが殺されると警告した。家族は皆避難したが、鬼神の事を信じない彭虎子だけが家に留まつた。その日の夜、果たして、何者かが家に入り、人を探し出そうとする。彭虎子が甕の中に隠れると、母がやつてきてそのふたに坐つてゐるのを感じた。母のおかげで、彭虎子の命が助かつたという。「殃煞」が帰つて来ることは、その母の死にかかわつてゐるので、「重ねて殺す所有る」とは「重喪」のようなことをいうのだろう。この話では、母の幽鬼が息子を病氣にして死なせるのではなく、別の誰かがいてそれを実行しようとしたことになつてゐる。

前に挙げた『顏氏家訓』風操篇の記述は、『幽明錄』

の彭虎子の話に似ていて、「帰煞」と「殃煞當還」とは同じことを指すと考えられる。「殃煞」と彭虎子を殺そぐとする者の正体については、更に検討すべき課題である。以上の考察の結果、『幽明錄』の司馬隆の話と、『顏氏家訓』に見える「注連」は、「死者の禍が移り続く」という解釈だけでは、不十分であることがわかる。当然、死者にかかる禁忌は、歳月時日だけではなく、墓にもあるはずである。

『地理新書』卷十五「論五姓十二月呼龍法」に「六月、徵姓、呼龍在墓下。若開放納新、先殺十人、注奴婢、後多官災口舌凶。」(六月、徵の姓に、呼龍墓の下に在り。若し故を開きて新を納めば、先ず十人を殺し、奴婢を注し、後に官災口舌を多くす。凶なり。)、「九月、商姓、呼龍在墓中。若開放納新、殺七人、次注破家滅絶。大凶。」(九月、商の姓に、呼龍墓中に在り。若し故を開きて新を納めば、七人を殺し、次に注して家を破り滅絶せしむ。大凶なり。)とある。呼龍が墓の下や中にいる時に、古い墓を開いて新しい死者を入れると、まずその家族や奴婢を殺すばかりではなく、後に処刑されたり訴訟を起されたり。極端な場合は、一族がすべて崩壊するほど、恐ろしい結果になる。その禍のひどさは、王充『論衡』辨崇篇「鬼に触れ神に逢はば、忌む時に相害せらる。故に病を発し禍を生じ、法に結かり罪に入れられ、死亡、家を殲ぼす。」という内容と一致している。

おわりに

以上、墓券の考察によつて、「注連」という語には、死者にかかわる凶日などの禁忌を犯して、遺族の中にまた死者がいるという意味があることを明らかにした。冒頭の『幽明錄』の司馬隆の話で、徐府君の棺を取つた三名の将軍が「注連」され、その一族ごと絶滅した背景に、冥界の禁忌と関連したことがあるのではないかと思われる。それは、「伝染病」と「注病」とはまったく違うものである。

注

- (1) 魯迅『古小說鉤沈』所収²³¹（『太平廣記』卷三二〇引）。
- (2) 漢語大辭典出版社 一九九四年 第五冊 一〇九六頁。
- (3) 語文出版社 一九八八年 二七九頁。
- (4) その成立年代については、南北朝時代と唐代の二説がある。任繼愈等編『道藏提要』（中国社会科学出版社 一九九五年 四四三頁）と呂鵬志『唐前道教儀式史綱』（中華書局 二〇〇八年 一二二頁）は南北朝時代にできた主張する。
- 大淵忍爾・石井昌子等編『道教典籍目録・索引』六朝唐宋の古文獻所引（国書刊行会 一九九九年）には、唐の時編集されたと指摘する。唐の時に編集されたとしても、その内容は、早期の道教の伝承だと考えられる。
- (5) 『赤松子章曆』卷四「謝五墓章」（五墓を謝する章）に「為某消除疾病、解謝先亡。」（某の為に疾病を消除し、先亡を解謝す。）とあり、なんらかの理由で不安定になつた祖先の幽

鬼を「五墓」とする。

- (6) 「一九四五洛陽西郊發掘報告」（『考古學報』 一九五六年 第二期）。

- (7) 「西安中華小区東漢墓發掘簡報」（『文物』 一〇〇一年 第一期）M 18.. 10.

- (8) 拙稿『泰山治鬼』の形成年代考—漢代の注墓文を中心に（『中國中世文學研究』第六〇号）五〇六頁を参照。

- (9) 同墓から「永康元（167年）の紀年瓦が出土したので、墓はその年に造られたと考えられる。前・後墓室にあわせて

棺が七基が置かれているから、一族の合葬墓であることがわかる。鎮墓文に、「後死子」という文字があるところから見ると、死者が後に無くなつた墓主の子孫であり、その鎮墓文は、永康元年以降のものであると言える。

- (10) 「洛陽唐寺門兩座漢墓發掘簡報」（『中原文物』 一九八四年 第三期）に摸写と錄文を載せる。張勛燎・白彬『中國道教考古』（線装書局 二〇〇五年 一二一頁）では、錄文の數ヵ所を読み直している。ここでは、主に後者に従う。
- (11) 「凶」は、とがめる。『爾雅』釋言に、「凶、咎也。」とある。
- (12) 魔除けの薬。劉衛鵬「漢代鎮墓瓶所見『神藥』考」（『宗教研究』 二〇〇九年 第三期 一〇七頁）に神薬として、五石などの鉱物、人參や「襄草」などの植物、卵の殻や貝類の殻や羊の角など動物性ものがあると指摘する。鎮墓文の全体から見ると、五石のほうが主流である。
- (13) 羅振玉『古器物識小錄』（『羅雪堂先生全集・初編』七冊

大通書局 一九八六年 二八八六頁)。

(四期)七八頁を参照。

(14) 張勳燎・白彬『中國道教考古』(線裝書局 一〇〇六年
第二冊 三九五頁)。鎮墓文の本文にある()の中の文字
は異体字あるいは仮借字の正字。以下皆同じ。

(15) 「東漢墓葬出土的解注器材料和天師道的起源」(『道家文
化研究』第九輯 上海古籍出版社 一九九六年)二五五頁に
『注』即ち注鬼和注鬼為害、這已經是一種宗教意義上的鬼
神觀念、具有宗教理論的特徵。」といふ。

(16) 敦煌縣博物館考古組・北京大學考古實習隊「記敦煌發現
的西晉十六匡墓葬」(敦煌吐魯番文獻研究論集)第四輯 北
京大學出版社 一九八七年 六二九頁)。

(17) 拙稿「漢代の告地文・鎮墓文・買地券に見られる冥界」(下)
『中國學研究論集』第二七号 二〇一一年)九五〇九六頁
を参照。

(24) 劉昭瑞『考古發現与早期道教研究』(文物出版社 一〇〇
七年)八一・八二頁、呂志峰『東漢石刻磚陶等民俗性文字資
料詞彙研究』九三頁に『太平經』等の例を挙げて考証してい
る。これについてはまた再検討する必要がある。

(23) 「長安縣三里村東漢墓葬發掘簡報」(『文物參考資料』一
九五八年 第七期)墓道耳室陶瓶。

(25) 黃景春『早期買地券・鎮墓文整理与研究』一六三頁に「鬼
魂返回家宅、祟擾生者。」と解釈する。

(26) 『東漢石刻磚陶等民俗性文字資料詞彙研究』(上海人民出
版社 二〇〇七年)九〇頁に「如果在生死名籍中死者与家中
生人的名字、或年命・歲・月・時有某種相同、地下死尸還會
来到地上作祟、影響成人。」と解釈する。

(27) 『中國道教考古』(線裝書局 一〇〇六年)五〇・五二頁
に「重復之鬼」行注害人、是按照注鬼自己同樣的死亡方式
祟害生人以作替身。」といふ。

(28) 劉昭瑞『考古發現与早期道教研究』(文物出版社 一〇〇
七年)八〇・八四頁。

(29) 王子今『睡虎地秦簡「日書」甲種疏証』(湖北教育出版社
一〇〇一年)二三一頁。

(30) 前掲注 (28) 八八頁。

(22) 「早期買地券・鎮墓文整理与研究」(華東師範大學一〇〇
四年博士論文 <http://www.cnki.net/>)一六〇頁に「注氣似
乎還充斥於天地之間、無處不在、無時不有、都會給人帶來禍
患。」と解釈する。

- (31) 前掲注 (28) 九五頁。
- (32) 『臘仙肘後經』〔古今圖書集成〕藝術典選擇部 第四四七冊 上海中書局影印本 一九三四年) 二一頁。
- (33) 原文は「己」に作るが、「己亥」の日は毎月にあるわけでもないから、「巳」の誤りだと考えられる。
- (34) 前掲注 (28) 九五頁。
- (35) 前掲注 (28) 九七頁で、現在の台灣や河南省の葬儀風俗において「重喪」という禁忌がまだ残っていて、その意味は、「亦即喪家還會再死人。」だという。
- (36) 王洙等が北宋嘉祐元(1057)年に編集した官修本である。金・畢履道・張謙によって増補された元刻本の『重校正地理新書』が北京大学図書館に所蔵され、沈睿文の『地理新書』的版本及流傳』(『古代文明』第八卷 文物出版社 二〇一〇年 三一三~三三六頁)にその詳細を考証している。
- (37) 『新唐書』芸文志三・五行類に「由吾公裕葬經三卷」と記している。
- (38) 『史記』卷二二七「日者列伝」にその話が見える。
- (39) 趙雪野・趙万鈞「甘肅高台魏晉墓墓券及所涉及的神祇和卜宅凶」(『考古与文物』二〇〇八年 第一期)八六~八七頁に釈文と写真が載せてある。
- (40) 『睡虎地秦簡「日書」甲種疏証』四六四頁。
- (41) 『雲夢睡虎地秦簡』(文物出版社 一九八一年)八三四号簡の裏、版図一二四。
- (42) 『地理新書』卷十「主人本命傍通立成法」に「凡一年内不可再葬。謂之重喪。」(凡そ一年の内に再び葬るべからず。之
- (43) 黄曠『論衡校釈』(中華書局 一九九〇年)一〇〇八頁。
- (44) 「歲・月」は、年・月の禁忌の日。『論衡』偶会篇に「移徙適觸歲・月之忌。」(移徙するに適たま歳・月の忌に触る。)とある。
- (45) 中村不折『禹域出土墨玉書法源流考』(西東書房 一九一七年)卷上四頁。句読点は筆者が加えた。
- (46) 『搜神記』(汪紹楹校注本 中華書局 一九七九年)卷一 30 「本為君作妻、情曠遠。以年命未合、其小乖。」(本もと君の為に妻と作り、情曠遠なること無し。年命未だ合せざるを以て、其れすこしこそかん。)とある。
- (47) 『漢書』卷二十三「刑法志第三」刑に「執于囹圄、不得終其年命。」(囹圄に執へられ、其の年命を終ふるを得ず。)とある。
- (48) 郭沫若「由王謝墓志的出土論到蘭亭序的真偽」(『文物』一九六五年 第六期)二二頁。
- (49) 馬鏡清「漢張叔敬墓避央瓦盆文」(所出不明、次の陳直氏の論文に引かれる)では、『漢書』卷九「元帝紀」に「民多復除、無以給中外繇役。」(民多く復除せられ、以て中外の繇役に給する無し。)という例を引いて税金や労役を免除すると解す。後の陳直「漢張叔敬朱書陶瓶与張角黃巾教的關係」(陳直『文史考古論叢』天津古籍出版社 一九八八年)はそれにつく。呂志峰「東漢熹平二年張叔敬朱書瓦缶考釈」(『中文学自指導』二〇〇七年 第二期)では、後世に死者が出ることを免除するという。黄景春『早期買地券・鎮墓文整理

を重喪と謂ふ。)とある。

与研究』一二六頁に、「解除復連」（復連を解除す）と解す。

(50) 王育龍「西安昆侖廠東漢墓清理記」（『考古与文物』一

九八九年 第二期）

(51) 『太平廣記』卷三一八に「出稽神錄。明鈔本作出幽明錄。」

とある。魯迅『古小說鉤沈』では『幽明錄』の話とする。『太平廣記』では、その話の前後が皆六朝の小説であるから、『幽明錄』の話として收めたと考えられる。

(52) 『幽明錄』（魯迅『古小說鉤沈』 人民文学出版社 一

九五一年）では「決殺」に作る。「決」は「殃」の誤りだろう。